

鉄道事業会計規則及び鉄道事業等報告規則等の一部改正について

1. 改正の趣旨

近年の鉄道事業に係る規制緩和の方向、鉄道事業法制定以後の企業情報開示の進展等を踏まえ、鉄道事業の監督行政の効率化と鉄道事業者の過度の事務負担の軽減に資するべく、鉄道事業法に基づく鉄道事業会計規則及び鉄道事業等報告規則を改正し、毎事業年度の事業報告書による報告徴収事項の簡素・合理化を図ります。なお、「国土交通省規制改革の総点検の結果」（平成18年3月）においても、鉄道事業の営業報告事項に係る見直しを平成18年度中に検討し、措置する（省令改正）こととしています。

（なお、別途、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）による鉄道事業法の改正に併せ、安全関連設備投資実績等を新たに報告させることとしています。）

2. 改正の概要

鉄道事業者が毎事業年度経過後に国土交通大臣及び地方運輸局長に提出する事業報告書（事業概況報告書及び財務諸表）の記載内容について、以下のとおり見直しを行う予定です。

① 事業概況報告書（鉄道事業等報告規則別表第1）

- ・「株主数」の記載を削除する予定です。
- ・「役員」については、役職名、氏名及び常勤非常勤の別のみを記載することとする予定です。
- ・財務諸表で「関係会社株式明細表」を削除する代わりに「関係会社の状況」（会社名、住所、資本金、主な事業の内容、議決権の所有割合）を記載することとする予定です。

② 財務諸表（鉄道事業会計規則別表第2）

鉄道事業の監督行政上必要な以下の報告事項に限定して徴収することとする予定です。

i) 基本的な財務諸表

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表

ii) 鉄道事業の監督業務のため引き続き必要な財務諸表

- ・固定資産明細表、減価償却費明細表、建設仮勘定明細表
- ・鉄道事業営業収益明細表、鉄道事業営業費明細表
- ・財団抵当借入金明細表
- ・諸税明細表

※ 軌道事業についても、鉄道事業と同様の簡素・合理化を行う予定です。（軌道事業の事業報告書及び実績報告書の様式を定める告示の一部改正）

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 平成18年7月上旬